

役職員各位

国立大学法人 東京藝術大学

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

個人番号（マイナンバー）の利用が平成28年1月から社会保障や税の分野での利用が開始することに伴い、本学として、以下の事務のために利用するために、個人番号を届け出て頂く必要があります。

- | |
|---|
| <p>(1) 役員及び職員に係る個人番号関係事務</p> <ul style="list-style-type: none">イ 給与所得・退職所得の源泉徴収事務ロ 国家公務員共済組合届出・申請事務ハ 健康保険・厚生年金保険届出・申請事務ニ 労働保険届出・申請事務ホ 財産形成 住宅貯蓄・年金貯蓄届出・申請事務 <p>(2) 役員及び職員の配偶者に係る個人番号関係事務</p> <ul style="list-style-type: none">イ 国民年金の第3号被保険者の届出事務 <p>(3) 第1号以外の個人に係る個人番号関係事務</p> <ul style="list-style-type: none">イ 給与所得・退職所得の源泉徴収事務ロ 報酬・料金等の支払調書作成事務ハ 不動産の使用料等の支払調書作成事務ニ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成 |
|---|

つきましては、**平成28年分 給与所得者の扶養控除等申告書** にマイナンバーを御記入の上、**マイナンバー通知カード**と共に、各庶務担当係又は総務課給与・共済係まで**御持参**ください。（扶養親族等のマイナンバーも確認の上、ご記入ください。扶養親族等の通知カードは、持参頂く必要はありません。）

マイナンバー通知カードがお手元に届いていない場合は、マイナンバー空欄のまま、御提出ください。通知カードがお手元に届き次第、直接、各庶務担当係又は総務課給与・共済係に**マイナンバー通知カード**を御持参ください。

※ 一連の書類を御持参頂くことが難しい場合は、年末調整書類と併せて①写真付き身元証明書（運転免許証、パスポート等）の写し 及び ②マイナンバー通知カードの写し を給与・共済係まで「親展」で郵送ください。

【郵送先】〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2-8
東京藝術大学総務課給与・共済係

【参考】本学の基本方針等を掲載しております。

http://www.geidai.ac.jp/information/info_public/disclosure_mynumber

【マイナンバーの概要】

内閣府 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

特定個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/>

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

【おもて面】

【うら面】

この部分が通知カードとなります。

この部分が個人番号カードの交付申請書となります。顔写真を貼付し、署名押印の上、送付すれば足ります。スマートフォン等のオンラインでの申請も認められます。

通知カードの様式について

【おもて面】

【うら面】

通知カードは会社の本人確認に必要なほか、市区町村で個人番号カードの交付を受ける際に返納することになりますので、なくさないようにしてください。

個人番号カードの様式について

【おもて面】

【うら面】

○初回の交付手数料は無料。
○交付時に市区町村の窓口に来庁の上本人確認をされた上で交付。
○申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法が用意される予定。

(出典) 総務省公表資料